

# 南陽市の建築物における 木材の利用の促進に関する基本方針



山形県南陽市  
令和6年3月



# 目 次

第1 趣旨	1
第2 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的事項	1
1 建築物における木材の利用の促進の意義	1
2 建築物における木材の利用の促進における基本的方向	3
(1) 市の役割	
(2) 関係者の役割分担と相互の連携	
(3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立	
(4) 市民理解の醸成	
第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項	5
1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等	5
2 住宅における木材の利用促進	5
3 建築物木材利用促進協定制度の活用	5
(1) 建築物木材利用促進協定の周知	
(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準	
(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進	
4 建築物における新たな木材需給の創出の促進	6
5 公共建築物等における木材利用の促進	6
(1) 公共建築物における木材の利用の促進の意義	
(2) 木材の利用を促進すべき公共建築物	
① 市が整備する公共の様又は公用に供する建築物	
② 市以外の者が整備する①に準じる建築物	
(3) 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向	
① 地域材の利用の推進	
② 多様な木材の利用の推進	
第4 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標	8
1 木造化	8
2 内装等の木質化	9
3 その他の木材利用	9

第5	建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的な事項	9
第6	その他公共建築物における木材の利用の促進に関する必要な事項	9
1	公共建築物等の整備計画の策定に当たって考慮すべき事項	9
2	公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項	9
○	この方針における用語の解説	11

【表紙写真】

- ① シェルターなんようホール 南陽市文化会館（交流ラウンジ・ホワイエ）
- ② シェルターなんようホール 南陽市文化会館（大ホール）  
平成 27 年 10 月会館 全国初となる木造耐火による文化ホール  
国内最大規模の木造耐火ホール（ドーム型建築物を除く）  
全建築木材使用量の 36%が南陽産木材を含む地域材を使用
- ③ 吉野森林交流センター 吉野公民館  
平成 23 年 12 月竣工 木造平屋建  
全建築木材使用量の 84%が地元南陽市吉野地区産の木材（スギ材）を使用
- ④ 「赤湯温泉 湯こっと」（入口）  
令和 4 年 6 月 オープン 木造 地上 1 階 準耐火建築物  
建築材の一部に地域材を使用
- ⑤ スギの人工林（南陽市荻地内）

## 南陽市の建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

### 第1 趣旨

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）に改正され、令和3年10月1日に施行された。

法第10条の規定による「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）（以下「基本方針」という。）及び法第11条第1項の規定による「やまがたの建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和4年3月24日施行）（以下「県基本方針」という。）に即して、法第12条第1項の規定に基づき、市の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物の整備における木材の利用の目標、建築物の整備の用に供する南陽産木材※1、置賜産木材※2、県産木材※3（以下「地域材」という。）の利用の促進に関する基本的事項を定めるものである。

### 第2 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的事項

#### 1 建築物における木材の利用の促進の意義

木材の利用を促進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化や雇用の創出につながるものである。







また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、木材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現やSDGsに向けて貢献するものである。

#### 木材のカーボンニュートラルな特性

バイオマスを燃焼すること等により放出される二酸化炭素は、植物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であることから、バイオマスは、人間のライフサイクルの中では大気中の二酸化炭素を増加させないという特性がある。



## 住宅一戸当たりの炭素貯蔵量と材料製造時の二酸化炭素排出量

	木造住宅	鉄骨プレハブ住宅	鉄筋コンクリート住宅
炭素貯蔵量	 6 炭素トン	 1.5 炭素トン	 1.6 炭素トン
材料製造時の炭素放出量	 5.1 炭素トン	 14.7 炭素トン	 21.8 炭素トン

資料：大熊幹章（2003）地球環境保全と木材利用，一般社団法人全国林業改良普及協会：54、岡崎泰男，大熊幹章（1998）木材工業，Vol. 53-No. 4：161-163.

加えて、木材は、調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果があるなど、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成に貢献する建築資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅が中心に建築されており、技術面やコスト面、構造・防火関係の法規制の課題から非住宅の建築物や中高層建築物について大部分が非木造となっている。

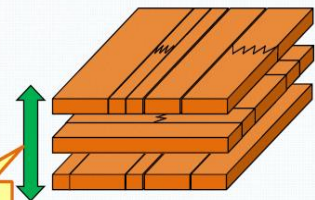
こうした中、平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定され、公共建築物において木造化※4 や内装等の木質化※5 が進められてきた。また、近年は、強度等に優れた建築用木材であるCLT（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化や現し（あらわし）※6 での木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として、中高層木材建築物等が建築されるようになってきている。

## CLT（直交集成板）とは

### CLT(Cross Laminated Timber: 直交集成板)とは

- CLTとは、ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル。
- 欧米を中心にマンションや商業施設などの壁や床として普及しており、我が国においても国産材CLTを活用した中高層建築物等の木造化による新たな木材需要の創出に期待。

### CLT(スギ)



積層接着

（内閣官房 CLT活用促進のための政府一元窓口HPより）

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

## 森林の循環利用とSDGsとの関係

(林野庁HP 森林×SDGs より)



## 2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

### (1) 市の役割

市は、自ら率先して公共建築物及び公共建築物以外の建築物等に地域材を利用することにより木材の利用の効果的な促進に努めるものとする。

また、市は、この方針に対する市民の理解が深まるように努めるとともに、方針に基づく地域材の利用促進に向け、県と連携を図りながら木材調達などの情報提供に協力し、木材の利用に取り組みやすい体制整備づくりに努める。

### (2) 関係者の役割分担と相互の連携

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者、森林所有者が組織する団体（森林組合等）その他関係者は、この方針を踏まえ市が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互の連携を図りながら、建築物における地域材の利用の促進及び建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に努めるものとする。

建築物を整備する事業者は、木材の利用の意義等について理解を深め、その整備する建築物において新たな木質部材を含む地域材の利用に努めるものとする。

林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計業者等にあたっては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、ニーズに対応した木材供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供とあわせ、地域材として、やまがた県産木材利用センター※7が認証する生産流通履歴が明確な山形県産木材「やまがたの木」※8や認証合板「やまがた県産材合板」※9の利用の拡大を含め、地域材の具体的な利用方法の提案に努めるものとする。



### (3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

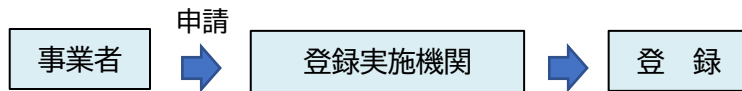
建築物における木材の利用の促進にあたっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源のための持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに、的確な再造林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者、その他関係者は、法律第6条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように木材の安定供給に努めるとともに、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するにあたっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（平成12法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

### クリーンウッド法による登録制度

合法伐採木材等の利用に適切かつ確実に取り組む木材関連事業者が、登録実施機関に取組内容を申請して登録を受ける制度です。  
登録を受けた木材関連事業者は、法律に基づき「登録木材関連事業者」という名称を用いることができます。



#### (4) 市民理解の醸成

市は、市民の地域材の利用促進に向けた自発的な努力を促していくため、建築物における地域材の利用促進の意義等について市民にわかりやすく示すよう努めるものとする。

### 第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

#### 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、法第13条に基づき、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用を促進するため、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の普及、木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるものとする。また、建築にあたって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

#### 2 住宅における木材の利用促進

市は、法第14条に基づき、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供に努めるものとする。

#### 3 建築物木材利用促進協定制度の活用

##### (1) 建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の周知に努めるものとする。

##### (2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

##### (3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に



対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

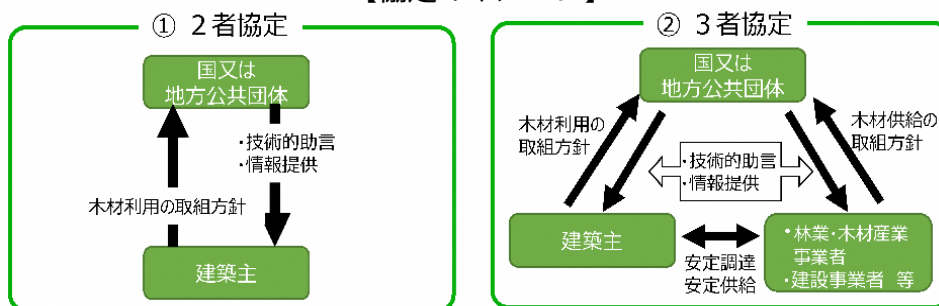
### 建築物木材利用促進協定制度の概要

法改正により、建築物における木材利用を促進するための「建築物木材利用促進協定」制度が創設されました。

建築主となる事業者等は、建築物における木材利用の構想を実現するため、国又は地方公共団体と本協定を締結することができます。

国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことにより、民間建築物における木材利用の促進が期待されます。

#### 【協定のイメージ】



## 4 建築物における新たな木材需要の創出の促進

市は、建築物における木材の利用が促進されるよう、林業、木材産業、工業及び建築関係事業者や関係分野の大学・研究機関が相互に連携しながら、森林資源を起点とした新たな技術や製品の開発を目指す「林工連携」や全国的にも豊富な資源を誇る広葉樹材の活用など、地域の実情に応じた新たな木材需要の創出を図るための施策の展開に努めるものとする。

## 5 公共建築物等における木材利用の促進

### (1) 公共建築物における木材の利用の促進の意義

公共建築物の木造化や木質化を推進することにより、多くの市民が木と触れ合い、木の良さを実感する機会を創出し、また、木材の特性やその利用の促進を図る意義についての理解を効果的に深めることができる。

このようなことから、公共建築物における木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の建築物における木材の利用の促進、建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料、木質ペレットなどのバイオマスエネルギーとしての木材の利用拡大とした波及効果も期待できる。

### (2) 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を推進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には以下のような建

築物とする。

① 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（児童保育所等、老人福祉施設等）、病院・診療所、運動施設（体育館等）社会教育施設（図書館、公民館等）、コミュニティセンター、公衆浴場施設、市営住宅、その他の施設

② 市以外の者が整備する①に準じる建築物

市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資する公共性が高いと認められる①の施設のほか、畜舎等農業関連施設

【市内の木造公共施設の事例】



南陽市公衆浴場  
「赤湯温泉 湯こっと」



シェルターなんようホール  
南陽市文化会館

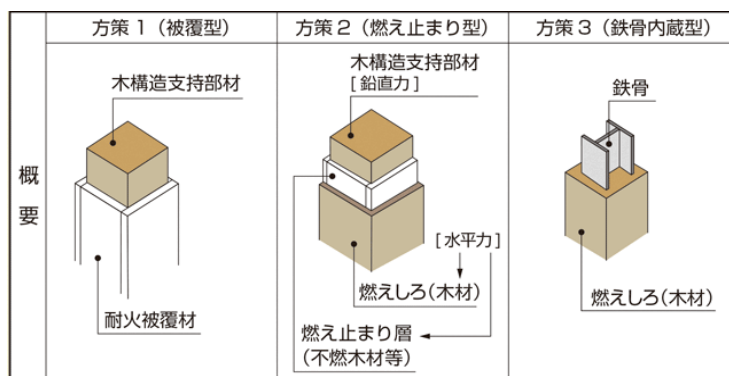
(3) 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

① 地域材の利用の推進

公共建築物における木材の促進にあたっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せて促進を図るものとする。さらに、建築物における木材の需要拡大のため、一般に流通している無垢材を最大限に利用するとともに、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を努めるものとする。

また、市が行う公共建築物の整備において使用する木材は、法令の規定等により地域材の使用が指定できない場合、地域材の供給が困難である場合及びその他の理由により地域材の使用が適当でない場合を除き、原則として地域材を使用する。

### 【木質耐火構造の方式】



【(資料:「ここまでできる木造建築の計画」一般社団法人木を活かす建築推進協議会(2013)】

### ② 多様な木材の利用の推進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品をはじめ紙類、文具類等の消耗品について、木材を原料としたものの利用促進を図るものとする。

また、カーボンニュートラルな木質バイオマス燃料とする暖房器具やボイラーの導入を促進していくものとする。

### 【木質バイオマス燃料】



木質ペレット



木質チップ

## 第4 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

### 1 木造化

市が整備する公共建築物のうち、第3の5(2)で木材の利用を促進すべき公共建築物については、原則として全て木造化を図るものとする。

なお、公共建築物の木造化にあたっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、県内で一般に流通している無垢材を最大限に利用するとともに、CLT(直交集成板)、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を行うものとする。

## 2 内装等の木質化

市が整備する公共建築物について、高層・低層に関わらず、エントランスホール、情報公開・広報・消費者対応窓口、講堂等、直接又は報道機関等を通じて間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、外観上又は機能性の観点から適当と認められる部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

## 3 その他の木材利用

市が整備する公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置又は更新する場合は、木質バイオマスを燃料とする器機等の導入及び地域材を原料とした燃料の調達に努めるものとする。

さらに、公共土木工事や公共施設に係る工作物の設置においては、可能な限り地域材を利用した工法の採用並びに木製品の導入を図るものとする。

## 第5 建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的な事項

地域材の供給に携わる者については、建築物における木材の利用の促進を図るため、森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造との高度化及び流通の合理化、合法伐採木材等の供給体制の整備等に取り組む等、法第6条の規定に基づき、木材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

## 第6 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する必要な事項

### 1 公共建築物等の整備計画の策定にあたって考慮すべき事項

市は、公共建築物を企画・立案する段階において、地域材使用事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報を総合的に勘案しながら、木造化及び木質化を図るための具体的な計画について、十分検討を行い、公共建築物への木材利用を推進するとともに、工事や備品、消耗品の発注にあたっては、仕様書に明示するなどにより、地域材の使用に努めるものとする。

また、暖房機器やボイラーの設置又は更新を企画・立案する際に、木質バイオマスを燃料とする機器の導入を検討するものとする。

### 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備にあたっては、様々な観点から建設コストを検討するとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストの低減等も含めた総合的なコストに考慮し、地域材の利用に努めるものとする。

なお、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入

にあたっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む）の導入及び燃料の調達に要するコストをはじめ、燃料灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

附則 この基本方針は、平成23年10月1日から施行する。

附則 この基本方針は、令和6年3月25日から施行する。

## ○ この方針における用語の解説

### ※1 南陽産木材

南陽市内の森林で生産された木材（市外で加工されたものを含む。）をいう。

### ※2 置賜産木材

置賜地域の森林で生産された木材（域外で加工されたものを含む。）をいう。

### ※3 県産木材

山形県内の森林で生産された木材（県外で加工されたものを含む。）をいう。

### ※4 木造化

建築物の新築、増改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

### ※5 内装等の木質化

建築物の新築、増改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

### ※6 現し（あらわし）

柱や梁など構造材が見える状態で仕上げることをいう。（主に木造の建築用語）

### ※7 やまがた県産木材利用センター

県産木材のワンストップ窓口とし、木材需要のマッチングや共同出荷のコーディネート等を行う目的で平成21年1月に設立された。また、県産木材「やまがたの木」や「やまがた県産材合板」の認証を行う。

### ※8 県産木材「やまがたの木」

県内の森林から伐採された原木を県内で製材・加工した製品又は県内で伐採された原木をやまがた県産木材利用センターが認定する製材業者が製材するなど生産流通履歴が明確なものをいう。

### ※9 やまがた県産材合板

山形県産木材を100%使用し、やまがた県産木材利用センターと協定書を締結したJAS認定合板工場が、センターが認定した事業者から納入された県産木材を他の材と混同しないように分別管理して製造した合板をいう。